

## 「電波有効利用委員会報告(案)」に提出された意見及び委員会の考え方

[募集期間: 令和7年 10 月 11 日(土)~11 月 10 日(月)]

意見提出者: 計 17 件(法人等 12 件、個人 5 件)

## 意見提出者一覧(五十音順)

株式会社JTOWER	株式会社NTTドコモ	クアルコムジャパン合同会社
KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社	楽天モバイル株式会社
連名(6者)*	個人(5件)	

※連名の意見提出者: 阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社及びアイテック阪急阪神株式会社

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	委員会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般					
1	クアルコムジャパン合同会社	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26GHz 帯の IMT への早期割当てを行う方針やその詳細の一部が示されたことを、Qualcomm は支持いたします。</li> <li>・今後のトラフィック増加や新たなユースケースへの対応に向けて、ミリ波の活用促進は不可欠です。Qualcomm は、ミリ波の持つ超高速・低遅延・高密度接続の特性が、スマートシティ、産業 IoT、XR、など様々な分野で革新的なサービスを支える基盤となると確信しております。</li> <li>・26GHz 帯の追加割り当ては、ミリ波の利用可能帯域を拡張し、より多様なサービス展開を可能にするものであり、5G の高度化と 6G への橋渡しとして極めて有意義です。</li> <li>・参考まで、英国において本年 10 月、26GHz 帯及び 40GHz 帯の周波数割当てが実施されており、3つの通信事業者がそれぞれ 26GHz 帯で 800MHz 幅を、40GHz 帯で 1GHz 幅を割り当てられる方針となっています。このように諸外国においても、5G サービス強化のための大容量帯域を割り当てる動きが顕在化しています。また、各国においては、1通信事業者あたり 800MHz 以上のミリ波帯を割り当てているケースが多々見られる一方、日本では現時点では 400MHz となっています。利用者がミリ波の特性を活かした高速大容量通信の恩恵を十分に享受するため、更なる周波数の追加割当てを検討いただくことを要望します。</li> <li>・新規割当てを行うことと並行して、既存のミリ波帯域(28GHz 帯)の活性化に向けて、あらゆる政策的な手段を政府が講じることが重要と考えます。</li> </ul>	本案への賛同意見として承りません。	無
2	KDDI株式会社	全般	<p>26GHz 帯は、今後、AI・IoT を活用したサービスの普及に伴うトラフィックの増加などの将来的な周波数需要に必要な周波数となると考えられることから、纏められた本報告(案)に賛同致します。</p> <p>また、価額競争の実施により選定する制度において、シンプルな形の方式とする方向性についても、賛同致します。</p>	本案への賛同意見として承りません。	無

3	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	全般	<p>「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」に基づき、価額競争の実施方法についてとりまとめた本報告(案)について、当社として賛同します。</p> <p>今後も引き続き、詳細な価額競争のルールについて具体的な検討が進められ、26GHz 帯に対応した無線機器が市場に流通する等、適切な時期に価額競争の実施が可能となるよう期待します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
4	個人	全般	<p>価格競争に言論の決闘要素を加えたいです。彼らのプレゼンテーションを審査員が評価して加点をして頂きたいです。電波割り当ての事業内容が最も適当だと思われる事業者に落札価格の1割増しの評価を与える。それと、対立する事業者のそれぞれの欠点を指摘して頂き、事業をやるべきでないことが証明されますと落札金額より1割減点すべきであります。総合金額で落札する。</p>	<p>価額競争は、専ら価額の多寡によって周波数を割り当てる者を選定する周波数割当方式であることを踏まえつつ、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無
5	個人	全般	<p>本報告(案)全般に関して、周波数割当に価格競争が導入されることを歓迎する。</p> <p>以下、本報告(案)の内容に直接関係しないが、今後の電波有効利用のために、意見を伝える。</p> <p>より広い周波数帯、特にテレビ放送に使用する周波数帯に、価格競争を導入してほしい。インターネット配信の普及により、テレビ放送は役割を終えたと思う。テレビ放送を縮小・廃止し、携帯電話やIoTなどに周波数帯を転用するとともに、価格競争を導入してほしい。</p> <p>テレビ放送は、新規参入できない寡占された業界である。テレビ局は、公共の電波を格安で使用し、不当に大きな影響力と権力をもつ。テレビ局は、放送法四条を遵守せず、フェイクニュースを流し、民主主義を歪めてきた。これらを見過ごしてきた総務省の責任は重いと考える。</p> <p>総務省は、テレビ局を優遇してきたことを反省し、電波の有効利用と価格競争を拡大してほしい。</p>	<p>前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。</p>	無
6	個人	全般	<p>報告案を支持しますが、電波の有効利用を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO 躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。</p> <p>5G/6G 拡大で電波需要が増大する今(総務省 2025 年予測で周波数不足 10%)、有効利用は重要ですが、大手寡占(シェア 90%)による料金高止まりが弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害(地方普及率 75% vs 都市 90%)。公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担 10-20%軽減が可能。</p> <p>たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。</p> <p>MNP 審査を簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で多様な使い方(低容量プランや IoT 特化、時間帯別速度制限)を対応させ、大手はシンプルプランに絞る</p>	<p>前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。</p>	無

			<p>ことで市場競争を活性化。</p> <p>中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離(自由価格設定)で余剰在庫廃棄を削減(CO2 排出 5%低減)。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末(バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応)を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担 15%軽減できます。</p> <p>地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後の IP 放送を推進すれば、地方の電波弱い地域(限定局しか視聴できない地域)でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。</p> <p>これにより、通信全体の CO2 排出(インフラ効率化で 5-10%低減)にも寄与し、持続可能な社会を構築。</p> <p>これらの施策で、報告案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。</p> <p>報告案に反映を求めます。</p>		
第1章 検討の背景・経緯					
1-3 26GHz 帯及び 40GHz 帯における5Gの共用検討結果					
7	株式会社 JTOWER	1-3	<p>・今回割当て対象候補になっている帯域以外の 26GHz 帯についても、国の施策として既存の免許人の新たな周波数帯への移行等を早期に推進したうえで、より周波数の利用意欲の高い事業者に割当てることで更なる電波の有効利用を進めて頂きたいと考えます。</p>	<p>ご意見については、総務省が、本年 10 月 11 日から同年 11 月 10 日までの間、意見募集を実施した「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」において、26GHz 帯の既存無線システム(FWA)の使用期限を令和 13 年 5 月 31 日までとすることとされており、引き続き、同省において検討が進められるものと考えます。</p>	無
第2章 検討に当たったの基本的な考え方					
8	楽天モバイル株式会社	第2章	<p>周波数割当ては国民共有資源の配分であり「公共の福祉の増進」を基本とすべきであることから、条件付きオークションは、「落札額の過度な高騰(とそれによるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁)」や「特定事業者への周波数の集中(とそれによる公正競争の後退)」といった懸念を完全に払拭しない限り選択するべきではないと考えます。</p> <p>他方で、今回の対象候補は 26GHz 帯であるため、上述の懸念は生じにくいと考えられますが、十分に配慮した制度設計がなされるべきと考えます。</p> <p>仮に条件付きオークションを選択する場合は、最低限、以下の諸点を実現する必要があると考えます。</p> <p>①特定の事業者に周波数が集中することのない仕組みであること  ②資金力のある事業者だけが周波数を獲得できる仕組みではないこと  ③各事業者が同等の条件で競争するために必要な割当幅が確保される仕組みであること  ④後発事業者育成の視点が加味された仕組みであること</p> <p>今回、26GHz 帯が周波数オークションの対象とされていますが、現状ではほとんどの端</p>	<p>本案では、新規事業者や地域事業者の参入促進措置について、諸外国の動向等も踏まえつつ、それぞれの周波数割当ての状況に応じて適切に設定することが適当であるとしており、また、今回の 26GHz 帯における価額競争においては、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠について新規事業者や地域事業者向けの専用枠とすることとしています。</p>	無
			<p>今回、26GHz 帯が周波数オークションの対象とされていますが、現状ではほとんどの端</p>	<p>本案は、総務省で本年5月から6</p>	無

			<p>末が 26GHz 帯を含むミリ波帯域に対応しておらず、端末エコシステムが未成熟な状況です。既に割り当てられている 28GHz 帯においても、各キャリアは基地局整備に努めてきたものの、端末普及の遅れから有効利用が進んでいないのが実情であり、トラヒックもほとんど流れていません。このような状況で、なぜこの時期に新たなミリ波帯域のオークションを実施するのか、その妥当性には疑問を呈さざるを得ません。</p> <p>一部の端末の搭載状況によって周波数の価値が大きく変動する可能性があり、資金力のある事業者が投機的に周波数を確保できる一方で、そうでない事業者にとっては公平性に欠ける結果となりかねません。これは真に公平・公正な競争環境とは言えず、周波数オークションの趣旨に反するものです。</p> <p>携帯電話用途としてミリ波帯域の有効活用を促すのであれば、まずはある程度端末の対応状況が見えてきてからオークションを実施するのが適切です。現在利用可能な 28GHz 帯で十分なトラヒック処理が可能である点を考慮すれば、急いで新たな帯域をオークションにかける必要はありません。</p> <p>オークションによって周波数を取得しても、厳格な置局義務が課されないと想定されるため、端末の搭載状況次第では、実質的に塩漬けにする可能性も否定できません。</p> <p>また、現行のミリ波帯域ですら有効利用が進んでいない中で、端末対応状況も不透明なまま多額の投資を行うことは、一般企業の経営判断として非常に困難であり、株主からの批判は避けられないでしょう。このような状況下でのオークションが、果たして「電波の有効利用」に繋がるのか、甚だ疑問です。</p> <p>以上の理由から、26GHz 帯の周波数オークションは、端末の当該帯域への対応状況がある程度明確になるまで、実施時期を遅らせるべきであると強く意見いたします。</p>	<p>月にかけて実施した 26GHz 帯及び 40GHz 帯における 5G 利用意向調査の結果、26GHz 帯について一定の利用意向が示されたことから、26GHz 帯を早期に割り当てることを目指すこととし、価額競争の実施方法を検討したのになります。</p>	
2-1 26GHz 帯における周波数割当ての諸条件					
9	株式会社 NTTドコモ	2-1	<p>ミリ波の特長を十分に活かすためには広帯域幅での運用が適切であり、また技術仕様との整合を取ることも考慮し、全国枠については 400MHz 幅での割当てが望ましいと考えます。</p>	<p>ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無
10	KDDI 株式会社	2-1-1 周波数割当ての対象候補帯域	<p>今回の対象候補でない帯域の一部におきましては、携帯電話基地局や BWA 基地局の FWA として利用されております。</p> <p>新たな周波数割当てを行うには FWA の移行が必要となるため、既存免許人への対応も十分考慮した上で割当てを行うようお願い致します。</p>	<p>ご意見については、総務省において策定している「周波数再編アクションプラン」等を踏まえて、今後検討されるものと考えます。</p>	無
			<p>令和 5 年 8 月に公表された「5G ビジネスデザインワーキンググループ報告書」において、オークションのデメリットとされている事項（落札額の過度な高騰）への対応策として『需要に対して十分な周波数枠を確保することが適当』との取りまとめがなされております。</p> <p>一方で、本報告(案)においては全国枠と地域枠が 1 枠ずつ設けることが適当とされておりますので、今回のオークションの結果を踏まえて、高騰防止策の在り方について検証を実施し、次回以降の制度設計に反映される必要があると考えます。</p>	<p>本案は、総務省において本年 5 月から 6 月にかけて実施した 26GHz 帯及び 40GHz 帯における 5G 利用意向調査の結果等を踏まえて検討を行ったものでありますが、価額競争の制度運用の在り方については、今回の 26GHz 帯の価額競争の結果等も踏ま</p>	無

				え、不断の検討を行っていくことが必要と考えます。	
11	ソフトバンク株式会社	2-1-1 周波数割当ての対象候補帯域	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案等<sup>※1</sup>において、今後の割当ての候補帯域として 26GHz 帯(25.25-27GHz)が追加され、当該帯域全体が割当ての候補とされるものと認識しています。本報告案では当該帯域のうち対象候補帯域<sup>※2</sup>において先行的に割当ての議論が進められていると理解していますが、それ以外の 26GHz 帯についてもミリ波普及の状況を踏まえ、適時の追加割当てが可能となるよう検討が進められることを希望します。</p> <p>なお、公平性の観点からは、最終的に割当てを希望する事業者分の周波数枠が確保されることが重要と考えます。</p> <p>また、26GHz 帯における既存システムの移行方法および費用負担の在り方の策定の際は、既存免許人の実情や意見を十分に考慮し、柔軟な対応が可能となるスキームを構築いただくことを希望します。</p> <p>※1 本省令案等に係る意見募集(26GHz 帯における 5G の導入等に係る制度改正)における以下の告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波法第 6 条第 8 項に基づく平成 24 年 426 号改正案</li> <li>・電波法第 6 条第 8 項第 5 号に基づく令和 7 年新設案</li> </ul> <p>※2 25.25-25.4、25.8-26.2、26.8-27.0GHz</p>	考え方7のとおりです。	無
12	株式会社 JTOWER	2-1-2 周波数割当ての諸条件(新規・地域事業者向けの専用枠の設定を含む。)	<p>今回の 26GHz 帯の周波数割当てについては、ミリ波帯の利用状況が未だ発展途上であることを鑑み、多種多様なサービス創出を目的とされていることは適切と考えますので、新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置を講じることは適切と考えます。</p> <p>・地域枠の割当区分について、以下の理由から都道府県単位等、ある程度のスケールを確保し設定すべきと考えます。</p> <p>→全国、地域に関わらず通信事業は先行的な設備投資を伴うため、スケールメリットを活かすことで市場競争力のある価格が実現され事業の遂行に資する構造です。市区町村などあまりに細かい区分設定の場合、スケールメリットも損なわれサービス展開がしにくくなるため、電波の有効利用促進の足枷になりうること。</p> <p>→割当区分を細分化したオークションは、制度として初回に限らず、今後の割当についても稼働が大きく煩雑性が高くなること。</p>	<p>前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無
13	楽天モバイル株式会社	2-1-2 周波数割当ての諸条件(新規・地域事業者向けの専用枠の設定を含む。)	<p>割当て候補のうち、26.8-27.0GHz 帯は携帯電話事業者が利用する周波数に隣接する帯域であるため、干渉等を考慮した拡張の効率性の観点から全国事業者に割り当てるべきと考えます。また、割当てに際しては先行事業者との同期運用を前提とした、携帯電話事業者間の運用ルールと同等のものが適用されるべきと考えます。</p> <p>割り当てる周波数幅については、局所的なキャパシティ対策用途等でも活用されることが予想されることから、十分に確保されることが望ましいと考えます。</p> <p>割当ての単位については、割当てを受ける事業者が多数となった場合、事業者の混信対策や相互接続に関する調整が複雑化する点から、周波数の断片的な獲得を回避するべく、できるだけ大きい割当て単位とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、今回の 26GHz 帯の割当てについては、候補となる帯域が複数あり、割り当てる帯</p>	ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無

			域、時期、条件等は、入札を希望する事業者の周波数獲得戦略にも関わる事であることから、初回の条件付きオークションの内容も、26GHz 帯全体の割当て計画を提示した上で、示されるべきと考えます。		
14	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	2-1-2 周波数割当ての諸条件 (新規・地域事業者向けの専用枠の設定を含む。)	割当区域について、全国枠と地域枠をそれぞれ 1 枠ずつ設けること、および地域枠については新規事業者・地域事業者の専用枠とする考えに、当社として賛同します。 なお、地域枠の割当区域については「地方自治体を基本的な単位としつつ、さらに検討を進めることとする」とまとめていますが、これまで当社は割当区域のサイズ感について、「ミリ波帯の電波特性を考慮し、また“まちづくり”において高トラフィックが想定される場所を選択的に整備することを目的とすれば、1 基地局単位を基本として、街(自治体等)の一部といったサイズ感も想定される」と要望してきました。 単に 1 事業者に 1 自治体を割当てるだけでなく、希望する事業者に本当に必要なエリアが行き届くような効率的で柔軟な割当てが可能となるよう、今後の検討が進むことを要望します。	前段のご意見については、本案についての賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
2-2 価額競争の実施方法の検討の基本的な考え方					
15	株式会社 JTOWER	2-2	・入札ポイント制等、やや複雑な制度設計となっている箇所もあるため、事前の説明会の実施や実施にあたってのマニュアルの公開、また入札システムの試用が可能となるような配慮が必要と考えます。なお、マニュアルについては、入札の 2 か月以上前に公開を行い入札者が準備する期間を確保することも必要と考えます。	ご意見については、本案の第5章の記述のとおり、我が国で初めての価額競争であることを踏まえ、その円滑かつ適正な実施に向けて、総務省において、価額競争に関するルールの十分な周知や価額競争の実施に向けた必要な体制・環境の整備等をはじめ、遺漏なく速やかに事前準備を進めることが求められるものと考えます。	無
16	楽天モバイル株式会社	2-2	我が国で初めてのオークションであることを踏まえ、オークションが開催される場合においては、出来るだけシンプルで分かりやすい方式とすることについて賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
17	クアルコムジャパン合同会社	2-2-1 周波数割当ての諸条件	・適切な周波数を全国枠や地方枠へ割り当てる方針が示されたことを、Qualcomm は支持いたします。 ・関係事業者は周波数割り当て後速やかに実装することができるよう対応する必要があるため、全国枠や地方枠へ割り当てられる周波数の詳細が早期に明らかになることを要望します。 ・特に広帯域の周波数が全国枠へ割り当てられることは大きな効果を得ることができると考えられる点を考慮していただくことを要望します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争の実施方法の検討の参考とされるものと考えます。	無
第3章 価額競争の実施方法に関する主な検討事項					
3-1 価額競争の方式					
18	楽天モバイル株式会社	3-1	オークションが長期間にわたる場合には、主催者と入札者双方に負担がかかるため、オークション期間はできるだけ短いことが望ましいと考えます。	価額競争の実施期間については、適切なものとなることが望ましく、ご意見については、総務省における今後	無

				の価額競争の実施方法の検討の参考とされるものと考えます。	
3-2 最低落札価額					
19	楽天モバイル株式会社	3-2	「現行の特定基地局開設料の最低金額(絶対審査基準の額)の算定方法を基本としつつ、国内外の事情も勘案して柔軟に設定する」という方針に賛同致します。従来の特定基地局開設料の最低落札金額で用いられていた1/2という係数にとられる事なく、諸外国の事例を参考に十分に低廉化した上で後発事業者参画のハードルを下げるような最低落札価格が設定されるべきと考えます。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、価額競争においては複数回の競り上げが行われること等も考慮しつつ、最低落札価額を設定することが望ましいと考えます。	無
20	株式会社 JTOWER	3-2-4 基本的な考え方	<p>・特定基地局開設料の算定方法に沿った仮試算の結果として「最低落札額は 100MHz 幅当たり 10 億円程度」とされていますが、本割当てが多種多様なサービスの創出を目的としていることから、直近の諸外国の事例を併せて鑑みると、最低落札額の水準としては相対的に高くなっていると考えられます。最低落札額の設定は、オークションへの参加を判断するための重要な要素の1つとなるため、より適切な算定とすることが必要と考えます。</p> <p>→この試算は、諸外国の事例から算出されているものと理解しています。直近のオークション事例として 2024~2025 年に行われたイギリスの 26GHz 帯の割当てでは、ミリ波の進展を期待し、最低落札額は約 4 億円/1 ブロック(200MHz 幅)(100MHz 幅あたり約 2 億円)に設定され、結果、競り上ることなく終了しています。</p> <p>このイギリスの事例は、高密度エリアを対象としたものにはなりますが、それでも、仮試算額と比し乖離しているものと考えます。</p> <p>・また、最低落札額の算定プロセスにあたっては以下の点を反映することも必要です。</p> <p>→5G 帯域割当て初期のオークション結果は、特異値として考慮しないことが適切。 このように初期に実施されたオークションは 5G のミリ波の経済的価値を高く評価し過ぎた傾向にあると考えられます。</p> <p>→特定基地局開設料の設定における最低金額の算出時に使用する 1/2 係数の準用は適切ではない。</p> <p>「特定基地局開設料では、周波数の経済的価値に基づき算出される標準的な金額(下限額)の 1/2 を最低金額」としていますが、これは固定資産の減損に係る会計基準の適用指針等の法令の事例を参照し、比較審査における 1 項目として周波数の経済的価値をより反映し特定基地局開設料を示した申請者を評価することから定められたものと理解しています。しかしながら、オークション制度の主旨は競り上げが繰り返されることで周波数の最適な経済的価値を求めるものとなりますので、特定基地局開設料と同じ係数を用いることなく、最低落札額の水準を抑えることで市場による経済的価値の評価に委ねることが適切と考えます。</p> <p>・地域枠の最低利用額の算定に用いられる指標の積算は「1」になると理解していますが、特定の地域にて競り上がった結果、全国枠と比して割高になる可能性もあります。そのため、地域枠については、落札額に一定の係数をもうけ支払額を決定する、もしくは天井値</p>	<p>1点目及び2点目のご意見については、本案では、諸外国のオークション結果等に基づき、最低落札額を算定することとし、特にミリ波のオークション結果については、他の周波数帯と比較して事例数が多くないことから、全体の傾向を外れる特異値を除くこととしています。</p> <p>3点目のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無

			を設定するなどし、高騰を抑制する仕組みを導入することが適切と考えます。		
21	ソフトバンク株式会社	3-2-4 基本的な考え方	<p>最低落札価額の考え方については、100MHz あたり 10 億円程度を基本として更に精査する方向性が示されていますが、直近の英国のミリ波のオークションでは、日本とは異なり一部エリアへの割当てとなっているものの、人口・面積あたりで比較しても上記値の半分以下※の結果となっています。</p> <p>日本における最低落札価額の算定においては、このような直近の事例に照して、事業者の入札意欲を高める観点から、英国と同等程度とする等低廉化されることを希望します。</p> <p>※当社調べ</p>	<p>本案では、諸外国のオークション結果等に基づき、最低落札価額を算定することとしています。</p> <p>ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無
22	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	3-2-4 基本的な考え方	<p>26GHz 帯における全国枠の最低落札価額については、「100MHz 幅当たり 10 億円程度を基本として、更に精査を進めることとする」とし、さらに地域枠について「割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に、経済規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定することとする」とされています。</p> <p>地域枠における今後の議論では、前述の割当区域の大きさや“大都市/地方都市/辺地/離島”といった地理的特性の考慮等も含めて、多くの新規参入が見込めるよう、できるだけ低額な設定となることを要望します。</p>	<p>ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無
3-3 保証金					
23	楽天モバイル株式会社	3-3	<p>オークション方式により保証金の定義や位置づけが異なるものと理解しておりますが、最低落札金額に比して高額とならない金額の設定が必要と考えます。他方で保証金は競争阻害的な行動の抑止策の役割の一部を担うことから、適切な金額の設定については慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>「納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能とする。」(入札者等と保証銀行等が締結されたことを証する書面等)という方針に賛同いたします。</p>	<p>前段のご意見については、本案では、保証金の金額について、最低落札価額の5~10%程度で設定することが適当としています。</p> <p>後段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p>	無
24	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	3-3	<p>価額競争への参加に当たり事前に金銭を預ける保証金において、その額を「最低落札価額の 5~10%程度」とすること、また「価額競争に参加して落札しなかった場合には返還される」とまとめた点について、当社として賛同します。</p> <p>なお、保証金の現金以外の納付方法についても、手続に係る事務負担・費用負担の軽減を図る観点から、国内における入札等の例も参考に、選択可能となるような整備を要望します。</p>	<p>ご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p>	無
3-4 新規事業者や地域事業者の参入促進措置					
25	楽天モバイル株式会社	3-4	<p>事業者間の公正な競争を促進するためには、後発事業者(当社も含む)が既存事業者と同等のサービスを提供できるよう制度的な手当てが必要と考えます。周波数枠の取置き(set aside)、落札額から一定額を減免する割引(入札クレジット)措置等を一例に、後発事業者(当社も含む)育成の観点も加味された制度設計をする必要があると考えます。</p>	<p>本案では、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠について、新規事業者や地域事業者向けの専用枠とすることとしています。</p>	無
26	阪神電気鉄道株式会社等	3-4	<p>26GHz 帯における価額競争における参入促進措置として、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、「地域枠について周波数ブロックの取置き(専用</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無

	(6者連名)		枠の設定)を行なう」とまとめた点について、当社として賛同します。		
3-5 価額競争の参加者の資格及び落札者が満たすべき条件					
27	株式会社 NTTドコモ	3-5	<p>26GHz 帯を含むミリ波帯の活用はグローバル市場も含めてまだ発展途上の状況にあり、加えて伝搬特性上も面的なエリア展開・サービス提供に適さないことから、市場ニーズに応じて事業者が創意工夫できるよう、全国各地域の整備を促進するための条件については必要最低限とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、無線局の開設の期限については、全国枠においても対応機器の準備には一定の期間を要することが想定されることから、当該期間を考慮した開設期限の設定が望ましいと考えます。</p>	<p>前段のご意見については、全国枠について、周波数の死蔵を防止し有効利用を図る観点から、全国各地域の整備を促進するための一定の条件を設けることとしていますが、上記も含めた価額競争の参加者の資格及び落札者が遵守すべき条件については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、必要最小限の事項を設定することが適当としています。</p> <p>後段のご意見については、全国枠も含めた無線局の開設の期限については、認定日から一定程度の期間を設けることが適当としています。</p> <p>いずれのご意見についても、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。</p>	無
28	楽天モバイル 株式会社	3-5	<p>参加者及び落札者が満たすべき条件としては、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、必要最小限の事項を設定するという点について賛同いたします。</p> <p>また、周波数オークションに際して付された条件が適切に守られているかの検証は、従来の「有効利用評価」とは異なる枠組みで行うべきと考えます。条件付きオークションは、あくまで、条件の下に周波数を利用する権利を、落札金額の支払いによって取得する仕組みであるべきと考えます。そのため、オークションで付された条件が遵守されているかのみが確認されるべきであり、そのための独立した枠組みを新設することが適切であると考えます。</p> <p>条件付きオークションによる割当は今回初めてとなるため、次回以降条件付きオークションが開催される場合には、その内容については過去のオークションの状況を踏まえ検討が行われることが望ましいと考えます。</p> <p>「全国各地域の整備を促進するための一定の条件」については、上述の通り多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、オープンかつ十分に議論が必要と考えます。</p>	<p>ご意見の一段落目については、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>ご意見の二段落目及び四段落目については、総務省における今後の検討の参考とされるものと考えます。</p> <p>ご意見の三段落目については、価額競争の制度運用の在り方については、今回の 26GHz 帯の価額競争の結果等も踏まえ、不断の検討を行っていくことが必要と考えます。</p>	無
29	阪神電気鉄道 株式会社等	3-5	<p>落札者が遵守しなければならない条件として、無線局の開設の期限については「認定日から一定程度の期間を設けることが適当である」とまとめており、また全国枠においては</p>	<p>前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。</p>	無

	(6者連名)		「地域枠よりも早期に無線局を開設することを求める」とされています。 地域枠を想定する当社として整備期間の猶予があることは賛同しますが、26GHz 帯の無線機器市場が早期に立ち上がるよう、総務省としても様々な活性化の施策に取り組まれることを期待します。	後段のご意見については、総務省における今後の施策の参考として承ります。	
30	株式会社 JTOWER	3-5-2 我が国における特定基地局の開設計針	絶対審査基準の設定について、以下の通り考えます。 ・26GHz 帯の周波数特性並びに、本割当てが多種多様なサービスの創出を促すことを目的とすることから、人口カバー率や面積カバー率等面でのエリア展開を義務とすることは適切ではないため、そのような基準は設けるべきでないと考えます。 ・地域枠について →4.9GHz の割当の際の絶対審査基準のうち、「MVNO に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有すること」、並びに「提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること」は、MNO を前提とした基準であるため、地域枠の多様な業種の参入においては馴染まないと考え絶対審査基準として設定することは適切ではないと考えます。 →「認定から〇年までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること」についても、入札額の費用負担が認定期間にわたって発生すること、新規ビジネスを促す観点を踏まえれば、電波の有効利用を促進する制度としては黒字化の期限を設けることなく、申請者のビジネス判断に委ねることが適切と考えます。	本案では、価額競争の参加者の資格及び落札者が遵守すべき条件については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、必要最小限の事項を設定することが適切としています。 ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
31	ソフトバンク株式会社	3-5-3 基本的な考え方	本報告案に記載のとおり、現行の特定基地局の開設計画制度における絶対審査基準を参加資格の基本とする方向性は妥当と考えます。特に安定したネットワークを構築・維持する観点から、財務的基盤・基地局整備能力・災害対応を含めた保守体制を有することを基準とする必要があると考えます。 また、ミリ波帯においては、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が期待され、柔軟な利用の促進が重要となります。そのため、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重な制度設計が必要です。例えば、開設計画制度における年度ごとの基地局の設置時期及び展開局数・方法の条件付与、基地局や端末の開発状況を考慮しない運用開始時期の設定等は適切ではないと考えます。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、本案では、価額競争の参加者の資格及び落札者が遵守すべき条件については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、必要最小限の事項を設定することが適切としています。 いずれのご意見についても、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
第4章 価額競争の実施方法に関する詳細な検討事項					
4-1 競り上げ方式の選択(指値方式/時計方式)					
32	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	4-1-5 基本的な考え方	今回の 26GHz 帯における価額競争において、競り人(総務省)が提示する価額に対して入札の有無のみを判断できるシンプルな「時計方式(ラウンド内入札あり)」の採用でまとめた点について、当社として賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
4-2 競り上げ幅					

34	楽天モバイル株式会社	4-2	競り上げ幅につきましては、落札額の過度な高騰を防ぐため、活動ルールやラウンド数等を踏まえた金額を設定する必要があると考えます。	ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
35	個人	4-2	競り上げ幅について、提示価格への入札者が多数の場合、競り上げ幅を大きくして入札者を大きくふるい落とすのが手続の時間短縮になる。 他方、競り上げ幅を単に入札者の人数に係らせるだけであれば、手続のシンプルさや分かりやすさは、害されないと思われる。 したがって、提示価格への入札者が多い場合に競り上げ幅を大きくし、提示価格への入札者が少ない場合に競り上げ幅を小さくする仕組みとすべきである。	ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
33	阪神電気鉄道株式会社等(6者連名)	4-2-3 基本的な考え方	今回の 26GHz 帯における価額競争のラウンドごとの競り上げ幅において、「諸外国の動向も踏まえて、最低落札価額の 20%以内の額とした上で具体的な検討を進める」とまとめた点について、当社として賛同します。 なお地域枠については、割当区域に応じて最低落札価額が大きく変動することも想定されるため、最低落札価額に応じた競り上げ幅の調整も含めた検討が進むことを期待します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
4-3 積極的な入札行動を促すための措置(活動ルール)					
36	阪神電気鉄道株式会社等(6者連名)	4-3-3 基本的な考え方	活動ルールにおいて、入札ポイント制を基本とすることについては賛同しますが、事前に納付した保証金に応じてポイントが付与されるものの、「全国枠や地域枠の単位ごとに入札に必要なポイント数が設定される」とまとめているので、必要な入札ポイント数(あるいは保証金や最低落札価額)情報が先に開示されるものと考えられますが、具体的な順序や開示情報等の詳細は示されていません。できるだけシンプルで入札者が間違っただけの判断に陥ることのないよう、継続して検討されることを要望します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
4-4 競り上げ中の暫定落札の撤回					
37	株式会社 JTOWER	4-4-2 暫定落札の撤回の必要性	・暫定落札の撤回を可能とすることについては適切と考えます。特に地域枠においては、仮に割当区分が細くなる場合においては、落札したエリアのみでは当初予定した事業モデルが遂行できず、意図しない落札結果になるといった事態も予見できるため、柔軟な運用が必要と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
38	阪神電気鉄道株式会社等(6者連名)	4-4-4 基本的な考え方	今回の 26GHz 帯における価額競争において、「地域枠のみ暫定落札の撤回を認め、全国枠については撤回を認めないこととする」とまとめた点について、当社として賛同します。 なお、撤回可能な回数については「引き続き検討を行なう必要がある」とされていますが、単に回数制限を設けるのではなく、撤回の理由を判断するような仕組みも含めて検討されることを要望します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
4-5 談合等の競争阻害的な行動を抑制するための措置					
39	阪神電気鉄道株式会社等(6者連名)	4-5-4-1 共同入札の禁止 4-5-4-2	共同入札の禁止においては、「地域ごとに連携する複数の事業者については、申請を一本化」や「親法人・子法人その他密接な関係を有する事業者については、いずれか1の者のみ申請が可能」とする規制を「地域枠」には可能な限り設けない、とまとめている点について、当社として賛同します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針	無

		入札者間の情報交換・取り決めの禁止	当社グループは、京阪神地区を基盤として、それぞれの地域でグループ各社(地域 BWA 事業者、ケーブルテレビ事業者)が個別に事業を展開しており、価額競争の参加についても各社の判断で進められる一方、グループ内での情報共有を厳密に規制するのは限界があり現実的ではありません。 従って、特にグループ内における「入札者間の情報交換・取り決めの禁止」については、現実的かつ一定の配慮が得られるよう、引き続きの検討を要望します。	の検討の参考とされるものと考えます。	
		4-5-4 基本的な考え方 4-5-4-3 価額競争期間中の情報開示	競り上げ期間中の情報開示において、とりまとめられた報告(案)に当社として賛同しますが、前述のとおり、当社のグループ各社が個別に価額競争に参加する場合を踏まえた配慮について、引き続きの検討を要望します。	ご意見については、総務省における今後の価額競争実施指針の検討の参考とされるものと考えます。	無
第5章 価額競争の実施に向けた今後の進め方					
40	株式会社 NTTドコモ	第5章	26GHz 帯に係る価額競争の実施に際しては、国内初の試みとなることから、入札に向けた各種検討・調整、および入札方法等の習熟に関して一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、価額競争実施指針の公表から参加受付・入札開始までに十分な準備期間が設けられることが望ましいと考えます。	考え方 15 のとおりです。	無
その他					
41	クアルコム ジャパン 合同会社	その他	【技術基準適合証明等について】 ・新たな周波数が割り当てられる場合には、端末はネットワークから通信を要求された場合に 3GPP に準拠して電波を送信することとなる一方で、既存端末は新たな周波数に対応した技術基準適合証明等を取得していないため、電波法違反となる恐れがあります。このような事象に対する制度面での対応を検討いただくことを要望します。 【研究開発等への支援の必要性について】 ・ミリ波のポテンシャルを十分に引き出して利用するためには、未だ技術的なチャレンジ要素が多々残されています。電波利用料を財源とした政府からの研究開発等への支援を積極的に進めていただくことを要望します。 【国外からの持ち込み端末への対応について】 ・今回割当対象となる n258 は米国等での利用が進展している周波数であり、諸外国から端末が国内へ持ち込まれることが想定されます。利用者による不利益が生じないよう、制度上の担保を行っていただくことを要望します。	ご意見につきましては本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考として承ります。	無
42	個人	全般	TV 放送局の放送電波を、オークション制にし、国税収支の向上を図るべきです。	ご意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考として承ります。	無

(注意事項) 提出された意見について、記載の明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。